

別紙（第10条関係）

高島町新庁舎建設工事条件付き一般競争入札説明書

高島町新庁舎建設工事（付属棟含む。）に係る入札公告に基づく高島町新庁舎建設工事条件付き一般競争入札については、関係法令、関係規定に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 対象工事

- (1) 条件付き一般競争入札の方法により請負契約を締結する工事は、高島町新庁舎建設工事とする。
- (2) 庁舎棟ZEB化に係る建築一式工事、電気設備工事及び機械設備工事は、後日発注する別途工事とするものとする。

2 入札参加資格

- (1) 「高島町財務規則（昭和61年3月規則第4号。以下「規則」という。）第108条第3項の競争入札参加資格者名簿に登録されてた者」とは、令和3・4年度競争入札参加資格申請を行い受理されている者をいう。
- (2) 「高島町競争入札参加資格者指名停止規程（平成13年5月告示第69号。以下「指名停止規程」という。）に基づく指名停止期間でない者」とは、入札参加資格確認日（申請者の提出期限の日）から入札執行日までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。
- (3) 公告で指定された日までに入札参加資格確認申請書（添付書類を含む。以下、「申請書」という。）を提出できない者及び入札参加資格が無いと認められた者は、本入札に参加することができない。
- (4) 「高島町建設工事請負契約約款（平成8年7月告示第69号。以下「契約約款」という。）第49条第9号及び第11号の規定（暴力団排除条項）に該当しない者」とは、申請書の提出の日から当該工期までのいずれかの日においても、暴力団排除条項に該当しないことをいう。

3 入札手続等

- (1) 申請書の作成及び提出に係る経費は、申請者の負担とする。
なお、確認資料として提出する資料は、受注者の責任において用意するものであり、町は亡失等を理由とした再交付には応じないものとする。
- (2) 申請書の提出は、公告で指定された提出場所へ持参又は郵送によるものとし、郵送による提出の場合は、書留によるものとする。
- (3) 提出期限後の申請書の差替え及び再提出は、認めないものとする。
- (4) 入札参加資格の確認のため、追加して必要な書類の提出を求める場合がある。

4 配置予定技術者

- (1) 技術者は、原則変更できないこととする。契約時において当該技術者を配置できない

ときは、真にやむを得ない事由により技術者の変更を認める場合を除き、契約を締結しないものとする。

(2) 技術者は、複数の候補技術者を記載することができるものとする。

(3) 技術者は、入札参加資格の確認申請日において、専任を要するどの工事にも主任（監理）技術者として配置されていないこと。ただし、当該工事の契約時までには、当該技術者が配置されている工事の完成及び引渡し完了の見込みである場合は、この限りでない。

5 入札参加資格確認結果及び審査結果の通知

入札参加資格の確認は、申請書を提出した日を基準日として行うものとし、その結果は令和5年3月9日（木）までに通知するものとする。

6 入札参加資格が無いと認められた理由の説明要求等

(1) 入札参加資格が無いと認められた者は、任意の書面により令和5年3月15日（水）午後4時までには、その理由の説明を求めることができる。

ア 提出場所 高島町役場 企画財政課 新庁舎建設推進室

電話番号 0238-52-1324

イ 提出方法 書面は、持参により提出するものとする。

(2) 上記（1）により説明を求められた場合は、令和5年3月23日（木）までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

7 設計図書の閲覧及び貸出し

(1) 閲覧及び貸出し可能な設計図書

ア 図面

イ 仕様書

ウ 設計書

(2) 閲覧期間及び貸出し期間

確認結果通知の日から入札執行日の前日まで（高島町の休日を定める条例（平成元年7月条例第25号）に規定する町の休日（以下「町の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 貸出し方法

上記（1）のデータを保存したCD-Rにより貸し出すものとする。

(4) 閲覧及び貸し出しの場所

高島町役場 企画財政課 新庁舎建設推進室

8 入札説明書及び設計図書に対する質疑

(1) 入札説明書に対する質疑がある場合は、次により任意の書面で提出すること。

ア 受付期間

令和5年2月13日（月）から令和5年2月17日（金）まで（町の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

高島町役場 企画財政課 新庁舎建設推進室

ウ 提出方法

書面で持参により提出するものとする。

(2) 上記(1)の質疑に対する回答は、令和5年2月22日(水)まで書面で回答する。

(3) 設計図書に対する質疑がある場合は、次により任意の書面で提出すること。

ア 受付期間

令和5年3月13日(月)から令和5年3月17日(金)まで(町の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出場所

高島町役場 企画財政課 新庁舎建設推進室

ウ 提出方法

書面で持参により提出するものとする。

(4) 上記(3)の質疑に対する回答は、令和5年3月23日(木)まで書面で回答する。

9 入札の条件

(1) 入札参加者は、あらかじめ委任状を提出していない代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

(2) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることはできない。

(3) 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(4) 次に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

ア 入札公告に示した競争入札参加資格の無い者がした入札

イ 申請書及び添付資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 明らかに連合によると認められる入札

エ 入札保証金を納付しないとき(納付免除を除く)

オ 2通以上の入札書を提出したとき

カ 金額、氏名等の入札要件が確認できない入札

キ 記名押印を欠く入札

ク 金額を訂正した入札

ケ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(5) 入札をした者は、入札後、現場の状況、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申し立てることができない。

(6) 落札者は、予約完結権を他に譲渡することができない。

(7) 契約約款第36条の規定に基づき、前払金及び中間前払金を請求することができる。

(8) 低入札価格調査制度対象である。

(9) 落札者は、契約締結後1箇月以内に建設業退職金共済組合にかかる掛金収納書を提示すること。

- (10) 入札書は、規則第103条の規定により、別紙様式によること。
- (11) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (12) 入札金額に係る積算内訳書を、1回目の入札金額内容で作成し提出すること。

10 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間はいつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札を辞退する場合には、辞退する入札の工事名、入札日、辞退する者の名称、入札を辞退する理由を記載した書面に代表者印を押印し、入札日時前までに提出するものとする。

11 落札者の決定方法

- (1) 入札価格が予定価格内にある者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。
- (2) 入札価格が予定価格内にある者がいない場合は、入札執行者の判断により、直ちに再度の入札を行う。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2以上あるときは、政令第167条の9の規定により、直ちに当該入札者によるくじにより落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (4) 落札決定の時まで入札参加資格を満たさなくなった者は、落札者とししない。

12 契約締結に関する事項

- (1) 本工事に係る工事請負契約は、高島町議会の議決を要するため、高島町議会において可決された場合に本契約として成立するものとする。
- (2) 上記(1)において、高島町議会において否決された場合には、契約締結が成立しないものとし、このことにより落札者に損害を生じさせた場合においても、町は一切その賠償の責を負わないものとする。

13 その他

申請書に虚偽の記載をした場合など、指名停止規程に基づく指名停止措置を行うことがある。

14 提出書類

- (1) 高島町新庁舎建設工事条件付き一般競争入札実施要綱によるもの。
 - ア 高島町新庁舎建設工事条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式第1号）
 - イ 特定建設工事共同企業体協定書（別記様式第1号の2）
 - ウ 委任状（別記様式第1号の3）
 - エ 施工実績書（別記様式第1号の4）
 - オ 施工実績とする工事に係る以下の書類

- ・CORINS登録工事における工事カルテ又は工事請負契約書の写し
記載内容により施工実績が確認できない場合は、工事概要等を確認できる仕様書の写しを添付すること。
- ・協定書の写し（共同企業体受注工事の場合のみ）
- カ 現場代理人の資格・工事経験（別記様式第1号の5）、主任（監理）技術者の資格・工事経験（別記様式第1号の6）
配置予定技術者の資格等を記載した書類。配置予定技術者の「工事経験の概要」における「従事役職」は、現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者の職名を記載すること。
- キ カの技術者の国家資格者証又は監理技術者資格証の写し及び監理技術者講習終了証の写し
- ク 配置予定技術者の経験工事に係る以下の書類
 - ・CORINS登録工事における工事カルテ又は工事請負契約書の写し
記載内容により施工実績が確認できない場合は、工事概要等を確認できる仕様書の写しを添付すること。
 - ・協定書の写し（共同企業体受注工事の場合のみ）
- ケ 代表者の総合評定値通知書の写し（最新のもの）
- コ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る直近の被保険者標準報酬月額決定通知書又は保険料領収済額通知書若しくは領収書の写し
総合評定値通知書の写しにより、健康保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できる場合は、提出を要しない。
- サ 指定技術者等配置計画書
 - ・配置予定の技術者の資格等を記載した書類